

# 清末期、中国女学堂再考——日本「華族女学校規則」の受容を中心に

(岡山大学大学院博士課程) 孫 長亮

## 〔要旨〕

日清戦争の結果、中国では改革を求める人士が女子教育の重要性を訴え、その振興に力を注いだ。こうした中、中国女学堂は、中国史上最初の中国人自営の女子教育機関として、1898年に誕生した。本稿では、従来「中・西合併」の性格を持つとされてきた中国女学堂について、日本の「華族女学校規則」が受容された経緯を考察することを通じて、これまで言及されてこなかった同女学堂の「東」すなわち日本に関わる性格を明らかにしたい。

## はじめに

これまで、中国女学堂についての研究は<sup>(1)</sup>、主に2つの説によって行われてきた。1つは、中国女学堂の主要な創設者である経元善や同学堂章程の最初の起草者である梁啓超を中心に考察を行い、中国女学堂の創設が経の努力の賜物であったとするものである<sup>(2)</sup>。いま1つは、「中国女学堂章程」と教会学校である中西女塾の章程との比較を通じて<sup>(3)</sup>、中国女学堂が中西女塾の章程を踏襲したことから、同学堂が「中・西合併」の性格を持っていたとするものである<sup>(4)</sup>。

しかし、筆者の見るところ、中国女学堂の創設過程における、経元善・梁啓超以外の人士が果たした役割については、今なお十分に明らかにされていない。すなわち、後述する通り、彼らは「中国女学堂章程」の改訂、特にそれを促した日本の「華族女学校規則」の導入・伝播において重要な役割を果たしたのだった。こうして、同女学堂は「中・西合併」の性格だけではなく、「東」すなわち日本に関わる性格も併せ持つこととなった。

本稿は、この「華族女学校規則」が受容された経緯を考察することを通じて、これまで言及されてこなかった同女学堂の「東」の性格を明らかに

しようとするものである。

以下、まずは、中国女学堂創設の縁起について述べる。次に、19世紀末に西洋の教会女学校が主導的な地位を占めたなか、「華族女学校規則」がどのような経路を通じて中国に導入・伝播されたのか、また中国女学堂はその規則をどのように受容したのかを明らかにする。最後に、草創期における中国女性像構築に同女学堂が果たした役割について若干の検討を試みる。

## I. 中国女学堂創設の縁起

戊戌変法前、陳虬、鄭觀応などの知識人は、中国で女学堂を開設し、女子の教育を行うことを提唱した。しかし、当時、清政府は学堂で女子教育を行うことは道徳に悖ると考え、彼らを無視した。日清戦争後、亡国の危機感を抱いた維新派が歴史の舞台に登場し、「保種強国」、「興家樂善」<sup>(5)</sup>を実現するため、人口の半数を占める女子に対する教育に注目するようになった。彼らは中国で先行して女子教育を進めていた西洋の教会学校に対し、「わが国に民はいるが、西洋人に教わっている。これは我われへの辱めであり、志が無いこと甚だしい」<sup>(6)</sup>と述べ、自らの手で女子教育を振興することが目下の急務と考えた。1896年以降、梁啓超

をはじめとする維新派の人士は、相次いで女子教育を提唱し、世論に訴えかけた<sup>(7)</sup>。例えば、梁は「倡設女学堂啓」を公表し、以下の通り、述べている。

西洋の女学校は都会にも田舎にも多く立ち並び、看護師や保母は専ら女性教員によって養成されている。……彼の地の宣教師がやって来て、我われが苦しんでいるのを憐れみ、義塾を建てるなどを提唱し、我われの幼児の入学を求める、教会のある場所には、女塾も併設された。……二千年来の退廃した氣風を振興し、二兆人の運命を救うには、我々の力は微弱ではあるが、どうしてこれをやめることができようか。そもそも男女同権は米国で盛んとなり、女学校の普及は日本で勢いを強めている。国を興し民を智くするのを、ここから始めないということはない。……前代の遺規を復し、西洋の美制を採り、先聖の明訓に則り、保種の遠謀を急ぐことは、……わが党（維新派）の責任である（括弧は筆者による、以下同様）<sup>(8)</sup>。

梁のほか、いま1人の維新派の人士経元善（1841～1903年、字蓮珊、号居易子。浙江の上虞〔今の紹興〕出身）は、近代中国の著名な慈善家・起業家で、上海機器織布局・上海電報局といった近代企業の要職を歴任した。西洋の女子教育についての知見を得た経は、中国での女子教育振興を志し、「西洋の教育の部門を割り振れば、母による教育が70パーセント、友人による教育が20パーセント、教師による教育はわずかに10パーセントである。幼童を導き助ける段階では、全て母による教育をまず受けることが主となる」<sup>(9)</sup>のに対し、今日の中国の教育は、人的資源を浪費するだけの間違ったものであり、人口の半分を占める女子を無視し、完全に男性に頼った結果、男性1人が2人ないし3人分の教育に奔走しており、これでは

男性が疲れ果てずにいられようか、と述べ<sup>(10)</sup>、「女子はただ厄介で無能な役割を演じるに過ぎない」<sup>(11)</sup>と現状を嘆いた。

1897年、こうした人士による女子教育の振興を訴える文章が上海の『万国公報』、『新聞報』、英文新聞である“Shanghai Daily Press”（『益新西報』）及び香港の『循環日報』など影響力のある新聞に掲載され、全国に広がった<sup>(12)</sup>。その後、一時的に「女学の議論が起こり、国内の有識の男女でこの風潮をよしとするものが少なくなく、喜んで論説や詩歌を作り、教え導く者が多く、すでに一帙の書物になるほどであった」<sup>(13)</sup>という。このほか、彼らはまた、女学堂の開設のために南洋大臣や北洋大臣に連名の書簡を重ねて上呈した<sup>(14)</sup>。

こうした彼らの絶え間ない努力によって、ついに南洋大臣であった劉坤一の許可を得、1897年11～12月、中国女学堂の開設準備をめぐって4回の会議が開かれた。4回目の「裙釵大会」（「中西官紳女客会議」）は、内閣学士、按察使といった官僚の夫人及び外国領事の夫人を含む合計122名が列席し<sup>(15)</sup>、中国史上、初めての女性による女学振興を議題とした専門会議と称されている。

こうした中、8ヵ月近くの準備を経て、1898年5月31日、中国女学堂は中国史上最初の中国人自営の女子教育機関として誕生した。総經理は経元善で、堂内の日常事務を司る提調には沈和卿が着いた。同女学堂創設時の稟議書から、設立者の遠大な目標を窺うことができる。すなわち、「思うに上海は通商がすでに久しく、しだいに西洋のやり方になれてきているので、まずは上海で元となる学堂を創設して風気の先を開き、それからゆっくりと少しずつ全国に推し広めていく」<sup>(16)</sup>とのことであった。

## II. 日本「華族女学校規則」の導入と伝播

中国女学堂の教育は、設立者らの当初の考えでは、西洋の女子教育をモデルとするものであった。

この点は、前述した各新聞の掲載記事にも、4回の会議記録にも特筆されている。すなわち、「半教之国（半分の教育の国）」という現実の下で中国が教育上の男女平等を実現するには<sup>17</sup>、西洋の方法を採り、中国の古い規制を復活し、中・西とともに重視すべきである、とのことであった。もっとも、設立者たちは、ただ西洋だけではなく、日本の書籍や新聞雑誌を読むことを通じて知見を広めていた。日本の「華族女学校規則」はこのよな中で中国へと伝えられるのである。

### 1. 「華族女学校規則」の導入——江標と裕庚

「中国女学堂章程」は、当初、梁啓超により起草され、1897年12月に上海の『時務報』に掲載された。そこでは同学堂設立の趣旨が、以下の通りに規定されていた。

学堂の設立は、悉くわが儒家の聖教に則り、堂中でもまた至聖なる先師の神位を供奉する。その趣旨が、三代の偉大なる婦学の規範を復活させ、大いに民智を開く足掛かりとすることであれば、必ず婦人に本来有する権利を獲得させ、その後、風気が開かれることで、名実相伴うであろう<sup>18</sup>。

このように梁は、学堂設立の趣旨が女子の地位が比較的高かったとされる三代（夏、殷、周）の規範を復活させ、民智を開く足掛かりをつくることにあるとし、女子が本来有する権利、すなわち男子同様教育を受ける権利を獲得させるべきと唱えたのだった。しかし、この時、梁が作成した設立趣旨は曖昧で、育成すべき具体的な女子像は必ずしも明確でなかった。

この設立の趣旨が修正・追記され、明確となつたのは、日本の「華族女学校規則」が伝えられた翌年の4月以降のことである。華族女学校は、皇族・華族の近代化・西洋化を目指して、「皇后陛

下の令旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄」に係る官立の教育機関であった。「良妻賢母」の養成をその趣旨とした同女学校は、1885年に皇族と華族の女子のための教育機関として設立され、1889年には平民女子の入学も許可された<sup>19</sup>。以下では、この「華族女学校規則」が海を隔てた中国へと伝えられた経緯を明らかにするために、清末の著名な維新派官僚江標と駐日公使裕庚の両名について見ていく。

江標（1860～1899年、字は建霞、蒹葭、号は師祁、諺笛、また萱圃。江蘇の元和〔今の呉県〕出身）は、1889年、進士に及第して中国最初の官立外国语学堂である京師同文館で外交事務に従事し、翌年、翰林院編修に任せられた。しかし駐外参事官の職を求める<sup>20</sup>、翰林院に奉職していた1892年、3ヶ月の休暇をとて日本への視察に赴いた。帰国後、黎庶昌（1837～1898年の6年間、清国駐日公使を務めた）の仲介で、当時日本の駐清公使館員であった大鳥圭介、中島雄、高洲太助及び在清の実業家である白岩龍平などと知り合い、親密な関係を築いた<sup>21</sup>。

1894年、江は湖南学政に任せられ、湖南で視学を行った。当時、湖南の保守勢力は18省中最も強大で、西学を敵と見なしていた<sup>22</sup>。しかし、江はその勢力を恐れず、毅然として、「士風を変え、新政を開闢する」<sup>23</sup>ことを己の任務とし、新政に関わることであれば、全力で支持した。それゆえ、「江氏が湖南を督学してから、士風が変わり、効果が現れるのが至って速かった」<sup>24</sup>と高く評価された。

新学を広めるため、江は積極的に書籍を刊行し、1897年4月、唐才常らとともに湖南維新派の機関誌『湘学報』を創刊し<sup>25</sup>、同年12月までその雑誌の督辦（監督者）に当たった。また、中国で女学が興らなかったことに扼腕していた江は、「この百年來、西洋は婦学や繁榮の意義をとりわけ重視した。……東に日本が勃興してこれを継承し、

制度と法令は、燐然として明確である。天はアジアの地において婦学を復興しようとし、我が支那にも幸いをもたらした」<sup>29</sup>と述べている。

1897年、江は当時駐日清国特命全権公使であった裕庚（？～1905年、字は朗西、八旗出身の才子、1895年9月～1898年10月下旬在職）に公文を發し<sup>30</sup>、「日本の各学校のカリキュラムを入手できるかどうか」を照会した。のち、裕は日本の学校の課程から5つを選んで江に送った。そこには1893年8月23日に日本の『官報』に掲載され、宮内大臣である子爵土方久元の認可を経た「華族女学校規則」の改正版が含まれていた<sup>31</sup>。そこで江は公使館付きの翻訳官に委嘱して、それを中国語に翻訳させ、綴じて一巻とした<sup>32</sup>。1897年8月頃、江は中国語版の「華族女学校規則」を得、湖南で自らその序をしたため、1897年11月5日の『湘学報』にそれを掲載した。その序文の一部は、以下の通りである。

華族は、みな紳士・淑女であり、名家に育ち、庶民と貴賤を異にし、我が国で言う「門第」（名門）のようなものである。その科目は種類に応じて16科に分けられる。修身、教育、家事、体操は婦徳婦容のことであり、国語、漢文、西文西語、史学、地理、算学、物名（物の名）、格致（物理、化学等自然科学の総称）、習字、絵画、裁縫、音楽は婦言婦功のことである。歌曲箏琴は閨房の楽しみのためであり、育児看病は一切の瑣事をおさめるためであり、きまりを授けるのは公正な態度を身につけるためである。……なにかにつけ経義に対応し、儒術に根ざしており、なんとよいではないか。……東方の学校がはじめに修身の道を研究することを知った。また彼ら人士が孔学を表彰するのを見れば、自ら旗印を立て、異説に惑わされてないだろう<sup>33</sup>。

以上のように、江は日本華族女学校の設けた科目が中国の伝統的な婦徳、婦言、婦容、婦功という女子四徳に合致し、中国の儒家学説に背かないどころか、むしろそれに根ざしていると考えた。それゆえに、華族女学校のカリキュラムを参照して中国の女子に教育を施すのが一番だと考えたのだろう。

## 2. 「華族女学校規則」の伝播——江標と汪康年、経元善

当時、江と親しい関係にあった汪康年（1860～1911年、字は穩卿、号は毅伯、恢伯。浙江の錢塘〔今の杭州〕出身）は、光緒二十（1894）年の進士、1890年に張之洞の幕下に入り、1896年7月に上海で黃遵憲、梁啓超とともに『時務報』を発刊し、報館総理としてその運営を担った。張之洞をはじめとする有力な官僚と交遊があったほか<sup>34</sup>、日本の漢学者山本梅崖、古城貞吉などとも交遊があり、特に日本が強国となった経験を探るために、1897年12月には日本の東京、大阪、神戸各地に赴き、1ヶ月間の視察を行った<sup>35</sup>。

1898年1月、江は「華族女学校規則」を広めるために、汪に書簡を送り、維新派の機関誌『時務報』に掲載することを提案した。書簡の内容は以下の通りである。

### 穩卿吾兄同年大人侍史

お手紙の件は承知いたしました。……弟標頓首。（1898年1月）初八日。

近頃、（日本の）学校章程を刊行しましたのでご覧に入れます。これを『時務報』に掲載しない手はありません。叢書は売るのが容易でないので、暫く延期しても構いません<sup>36</sup>。

汪は江の提案に賛成し、『時務報』誌上には掲載しなかったものの、翌月に時務報館から『日本学校章程三種』という一書として石印・公刊した。

この本は、計95頁、価格は「西洋貨幣1角」で、『時務報』の「東文報訳」欄主筆古城貞吉が訳した「日本教育制度」、「日本高等師範学校章程」及び前述の江の「華族女学校規則文」を含むその規則の中國語訳の3種から成る<sup>34</sup>。

1898年3月初旬、経元善は『女学集議初編』を編輯し<sup>35</sup>、そこに「女学集説附」という一文を付した。その短文のなかで、経は友人の鄭觀応、梁啓超がそれぞれ『盛世危言』と『時務報』(第23、25冊)で中国の女子教育事業の振興に情熱を傾けたことに敬意を表し、中国女学堂創設はまさにこれからだと述べた。さらに、連名書状の起草から、学堂章程の制定や募金活動の唱道などまで、梁に負うところが大きいとした<sup>36</sup>。

一方、経は江標との面会についても、以下のよ

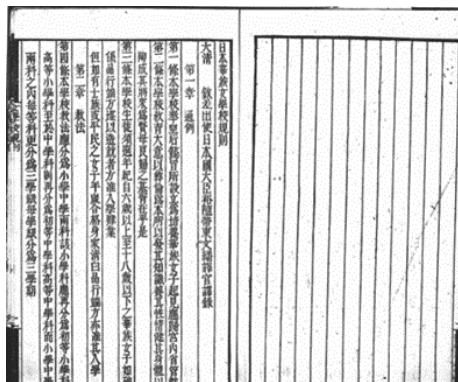
うに述べていた。

元和の江建霞(江標)太史(翰林官)は湖南の学校を監督し、裕朗西星使(裕庚公使)の訳した日本『華族女学校規則』に序文を書いて刊行した。その文章は言辞が奥深く、経籍から引用され、言うところに根拠があり、従来女学を論ずるものにはなかったものである。今、江太史が上海に来臨するにあたって、しばしば中国女学堂の学舎や学則条項について討議し、慨然として女学の提唱を主宰することを承諾してくださいり、まことに我らと道をともにする同志である。『集編』は既に版が組まれ、ここに三君(鄭觀応、梁啓超、江標)の文を取り、この書の最後に収録した<sup>37</sup>。

図1 『日本学校章程三種』表紙



図2 「華族女学校規則」



このように、「華族女学校規則」は、まず江の依頼を受けた裕庚により中国にもたらされ、江標、汪康年、経元善の手による宣伝を経て、徐々に中国で広まっていった。

### III. 「中・東・西合併」の中国女学堂

前述のとおり、中国女学堂が「中・西合併」の性格を持っていたということは、学界の通説である。その「西」の性格については、従来の研究がすでに明らかにしているので、贅言を要さない。ここでは、中国女学堂の「華族女学校規則」の受容、すなわち、中国女学堂の「東」、つまり日本に関する性格に焦点を絞って検討したい。

#### 1. 華族女学校の教育趣旨「良妻賢母」の踏襲

1898年4月、「中国女学堂章程」の教育趣旨及び条の一部が修正・補足され、いっそう明確化された。この章程は、中国女学堂開校の直前に、学堂提調である沈和卿と賴媽懿の名義で公表され、『湘報』に掲載された<sup>38</sup>。修正・補足された箇所は多くないものの、この新たな教育趣旨から創設

者が養成しようとした中国女子の理想像がより明確となった。すなわち、それは日本華族女学校の「良妻賢母」理念を鑑として中国女子に教育を施す、というものであった。

その改訂後の教育趣旨を原文で示すと、以下の通りである。

本学会書塾。……採仿泰西。東瀛師範。以開風氣之先。而復上古婦学宏規。其教育宗旨以彝倫為本。所以啓其智慧。養其德行。健其身體。以造就其将来為賢母。為賢婦之始基<sup>39</sup>。

(日本語訳：本学会の書塾は……西洋と日本の師範を手本として、新たな気風を先導し、そして三代の偉大なる婦女の規範を復活させるものである。その教育主旨は彝倫を根本として、智慧を啓発して徳行を養い、身体を健全にすることである。それによって将来、賢母・賢婦となるための基礎をうち立てる。)

これに対し、日本華族女学校の教育趣旨の中国語訳原文は、以下の通りである。

第二条 本学校教育大意以彝倫為本。所以發其知識。養其性情。健其身體。以陶成其将来為賢母。良婦之基胥在乎是<sup>40</sup>。

(日本語訳：本学校の教育趣旨は彝倫を根本として、その知識を発達させて性情を養い、身体を健全にする。将来の賢母・良婦を養成するための基礎は全てここにある。)

さらに、この日本語原文は、以下の通りである。

第二条 本校教育の趣旨ハ彝倫を本として、知識を発達せしめ高尚の性情を養ひ、身体を強壮ならしめ上流の賢母良妻たるへき者を陶冶するに在り<sup>41</sup>。

以上を相互に比較すれば、中国女学堂の教育趣旨が、日本華族女学校のそれを踏襲していることは明らかである。「彝倫」は人の守るべき道という意味である。これは漢代に形成された女子の婦学倫理を指すと考えてよいだろう<sup>42</sup>。つまり、中国女学堂は、漢代の婦学倫理を基礎とし、さらに知識を有し、徳行があり、健康である女子を養成することを目指したのである。

中国では19世紀末にいたるも女学の風気は開かれておらず、中国女学堂が伝統的な婦学倫理の常軌を逸することができないということは、創設者たちの共通した思いであっただろう。こうして、彼らは堂内で儒家の至聖先師である孔子の神位を供奉したほか、「中国の諸経書、列伝、女子を訓戒する書籍を種類別に分け、対象に応じて異なる方法で教育を施すべき」<sup>43</sup>とした。

具体的には、『女孝経』、『女四書』、『幼学須知句解』、『内則衍義』、『十三経』及び唐詩、古文などが中国女学堂の教育内容とされた。また、今「中国は物資が欠乏し、家を興すには、必ず勤儉を本とする」という状況下にあって、日本華族女学校が設置した家政、裁縫といった科目を模倣し、「中饋（炊事）」、「女紅（裁縫）」などを必修科目とした<sup>44</sup>。

中国女学堂は健康な女子を養成するため、有志未学者であれば、纏足したかどうかにかかわらず、一律に入学を許可するという方針を探り、平日の放課後に体操を行うことを定めた<sup>45</sup>。

日本華族女学校は中上流の「良妻賢母」を養成するため、「都合により士族平民の女子も入学を許すことあるべし」と規定されていたが、主要な募集対象は依然として「品行正しく体質修学に堪へ得べき華族の女子」<sup>46</sup>であった。これに対し、中国女学堂では、「八歳から十一歳までの者で、ある程度文字を知っていて、はじめて入学が許可される。十二歳から十五歳までの者は、必ずある程度文法を知っていて、簡単な手紙を読める者が、

入学を許される」<sup>47</sup>と定められ、家柄は問わなかつた。しかし、それは当時の社会に対する設立者たちの認識不足であった。と言うのも、実際には、多くの貧困家庭の女子が受けた教育はゼロに等しかつたのである。このため、「彼の貧しい家庭の婦女が、仕事に汲汲とし、入学する暇も、入学する余力もないのは、もとよりいうまでもない」<sup>48</sup>という状況を受けて、規定は「ひとまず年齢に拘らず、清廉な良家の出で、章程を遵守できるものであれば、だれもが入学して修業できる」<sup>49</sup>と改められた。「良家」とは一般的に暮らし向きのよい家庭を指す。つまり、中国女学堂の「良妻賢母」の養成対象は、日本華族女学校同様、主として中上流の家庭出身の女子に限定されたのである。もとより、中国女学堂は身分の平等を図ることを公言していたが、最終的には「必ず良家の才媛を選び、奴婢や娼妓は、一切受け入れない」<sup>50</sup>とされたのだった。

ここで興味深いのは、女生徒が良家の令嬢であったため、入学後、学堂は専門の女性使用人を雇い、女生徒の日常生活の世話をさせたことである。女生徒の指示に従わない場合は、提調に告げて使用人の変更を申請することもできた。それだけでなく、女生徒は自分の家から使用人を連れて

行けるが、使用人が学堂の管理を受けなければならぬと定められた<sup>51</sup>。これは過渡期における中国女子教育独特の光景であったというべきだろう。

教育趣旨以外の箇所についても、「中国女学堂章程」は「華族女学校規則」を参照している。具体的には、表1の通りである<sup>52</sup>。

このように、「華族女学校規則」の中国への導入・伝播に伴い、中国女学堂はすぐにその規則を受容し、特にその「良妻賢母」式の女子教育理念を掲げることで、清末の中国女子教育における日本教育受容の濫觴となった。これより、中国女学堂の性格については、「中・西合併」というより、「中・東・西合併」と称したほうがいっそう正確であると考えられる。

## 2. 女生徒への束縛の継続

当時の中国女学堂は、日本「華族女学校規則」の「良妻賢母」式の女子教育理念を掲げたものの、「男女授受不親（『孟子』、男女のあいだで直接物の受け渡しをしない）」といった伝統的性別規範にお蔽われていた清末期において、中国女学堂は容易には受け入れられず、こうした規範を覆すほどの力はなお備えていなかった。この点は「中国女学堂章程」から十分に窺える。例えば、入学

表1 「華族女学校規則」

「中国女学堂章程」	「華族女学校規則」
第四条 平時不宜輕易作輶、致曠課功。如家中有正事請假、須該生父母或曾膺重托之人來領…… (第四条 普段より軽々しく怠けて授業を疎かにしてはならない。家で用事のために欠席を申請する場合、その生徒の父母やその委託を受けた者が届け出なければならない……)	第二十四条、二十五条 本校の生徒ハ、修学半途にして妄りに退学することを許さず。……生徒ハ妄りに缺席することを許さず。若し病気或ハ他の事故に依り已むを得ず缺席或ハ遅参する者ハ、即日保証人若くハ父兄又ハ後見人より届出つへし。
第十一條 本塾來学生徒、平素須敦守礼儀信譲、銳志向学、恪遵訓誨。 (第十一條 本塾で学ぶ生徒は、平素から礼儀信譲を守り、銳意学問に志し、訓戒を遵守しなければならない。)	第三十二条 平素礼譲を厚うし、信義を重んし、また、堅く学校の規則及教誡を守るへし。
第十一條 更須飲食有節、運動適宜、庶精神氣力悉臻快健…… (第十一條 更に飲食に節度を保ち、運動を適宜にし、精神気力が尽く健康であることが望ましい。)	第三十三条 常に飲食を節し、運動を適宜にし、気力を爽快にして身体を壮健にせんことを勉むへし。
第十一條 凡衣服起居、宜以朴素為主、……幸勿競美争麗、致啓驕奢惡習。 (第十一條 凡そ衣服や日常生活は、質素を主としなければならない。……外観の美を競って、奢侈の悪習に染まることのないようにせよ。)	第三十四条 衣服は質素にして身体に適するを旨とし、外観の美を競ひて浮華に流るへからず。

した生徒には保証人が必要であり、連帯保証書を提出しなければならず、またそこには生徒の世話人の情報まで明記しなければならなかった。さらに、両親のほかに指定者でなければ、学外に生徒を連れて出ることすら許されず<sup>53</sup>、彼女らの外出活動は厳しく制限された。このほか、学堂の総經理である経元善を含むすべての男性は女学堂に出入りしてはならないとされ、彼らが学堂を運営するために、女性提調や女性教習との相談は、学外に設置された応接室で行われた。学堂では、「上は教習、提調から下は使用人まですべて婦人を用い、厳に内外を分け」、堂門の右側には「女学重地（女子教育にとっての要地）」、左側には「禁止閑入（関係者以外立ち入り禁止）」、正面の扁額には「軌儀可則（礼儀・制度に則るべし）」と掲げられ、「男子が堂門の中に入ることは永遠に許されない」<sup>54</sup>と定められた。

#### IV. 檀花一朝の中国女学堂

19世紀末、萌芽期にあった中国の女学堂が、世間からの度重なる抵抗に遭ったのは当然であった。なかでも、最も大きな抵抗勢力となったのは、清政府の保守派であった。中国女学堂が創設されて間もなく、一部の官僚は上書して弾劾をはじめた。清政府の反対の声が高まるに、当初女学堂の設立に賛成していながら、寒空の蟬のように口を噤ぐ者もあった。のみならず、態度を一変して抵抗勢力に迎合した者も少なくなかった<sup>55</sup>。

例えば、洋務運動の代表的人物であった盛宣懷は、中国女学堂の設立当初、寄付金を申し出ていたが、清政府での反対者が多くなるにつれ、それをとりやめた。また、女学堂の経営を維持するため、経元善が上海電報局の公共積立金から資金を引き出そうとしたことにさえ、盛は反対した。盛だけでなく、かつて女学堂の発起人であった鄭觀応さえも、密かに盛に書簡を送り、電報局からの女学堂への資金援助を断つべきと伝えた<sup>56</sup>。

しかし、様々な困難に遭遇しながらも、中国女学堂は当時の知識人界の好評を博し、「一時に名声が上がり、遠来の童女も腰掛けと書籍を背負ってやって来た」<sup>57</sup>という。開校当初の1898年、生徒はわずか16名であったが、その年の終わりには40名に増え、翌年初には70余名に達した。また、「この知らせを聞いて呼応した者は、蘇州、松江、広東及び南洋のシンガポールなどで続々と女学堂を設立した」<sup>58</sup>ともいう。しかし、1900年初め、西太后が光緒帝を廢して端郡王載漪の子溥儕を擁立しようと謀ったことに対し、経元善は、蔡元培、章炳麟、唐才常などとともに、「己亥立儲（己亥の年の立太子について）」という電文でそれに反対し、清政府に指名手配されるに至り、マカオへ逃亡せざるを得なくなった。これから間もなくして、設立から2年にも満たない中国女学堂は、閉校のやむなきに至ったのである。

#### おわりに——草創期における中国女学堂再評価

以上、本稿では、中国史上最初の中国人自営の女学校であった中国女学堂における日本の女子教育受容の具体相を探るために、日本の「華族女学校規則」の中国への伝播と導入について考察を行い、また中国女学堂が有した「東」の性格について再考した。以下、中国女学堂がかかる性格を有した意義について、若干の見解を示しておきたい。

まず、東西の文化が中国に押し寄せた当時、中国女学堂は当初から試験的場としての役割を担う運命にあり、西洋や日本の学校を参照しながら、徐々に女子教育の経験を積んでいった。特に日本の「華族女学校規則」から受容した「良妻賢母」式の女子養成モデルは、中国の伝統的な女徳と合致するところがあったため、清末から民国期にかけて多くの知識人の好評を博した。言い換えるならば、中国女学堂は日本の「良妻賢母」理念をたんに引き写したのではなく、自国の儒教的女徳と

西洋の女子教育との三者の間で適切に取捨選択を行って再構築したのであり、当時の過渡的な状況に適合させるなかで「中・東・西合併」という性格を有するに至ったのである。

次に、中国女学堂が導入した「良妻賢母」理念をめぐっては、従来この理念がそもそも近代的性格を有するか否かが争わってきたが、すくなくともこの理念によって女子が家から出て、学堂で近代的教育を受けることが可能となったことは積極的に評価されよう。すなわち、教育を受け、教養を有するか否かが女子の「良」と「賢」を判断する基準と見なされるようになり、人口の半数近くを占めていた女性が、近代的な知識を身につけ、自らの素養を高め、さまざまな制限を伴いながらも、家庭内の存在から、国民として国家に関わる存在へと変わっていったことは、無視できない変化であった。だからこそ、日本から受容した「良妻賢母」は、中国語の「賢妻良母」に改称され、何世代にもわたって中国の女性に影響を及ぼすこととなったのである。

しかし、それと同時に留意すべきは、当時、「良妻賢母」理念を受容した女子といえども、依然として「男主外、女主内（男子は外の仕事を主とし、女子は内の家庭を主とする）」という性別規範の下にあった、ということである。すなわち、女子が初等教育を受けた後も、職業の選択あるいは継続して教育を受ける権利などはなく、依然として家庭に戻って家事、子育てに従事し、結局のところ、「男尊女卑」の下で暮らさざるをえなかつたのだった。

これまでの「良妻賢母」をめぐる議論の到達点をふまえ、この理念が有した歴史的意味については、別稿で検討したい。

### [注]

(1)中国女学堂は、経正女学、経正女学堂、経正女塾、中国女学会書塾とも称される。本稿では、

中国女学堂に呼称を統一する。また、「中国女学堂章程」は、「上海新設中国女学堂章程」、「中国女学会書塾章程」とも称される。本稿では、「中国女学堂章程」とする。

- (2)例えば、聶好春「試論経元善の教育思想和教育実践」（『華北電力大学学報』（社会科学版）1期、2006年）、尚暢「経元善思想研究」（湖南師範大学修士論文、2008年）、李惠潔「上海著名紳商経元善与経正女学」、熊賢君「経元善的女子教育思想」と李永生「経元善与他的経正女学堂」（いずれも中国地方教育史誌研究会『記念「教育史研究」創刊二十周年論文集——中国教育思想史与人物研究』、2009年）、及び馬小敏「経元善教育思想与教育実践研究」（西南大学修士論文、2010年）などがある。
- (3)中西女塾（McTyeire School）は、1892年に駐上海米国衛理会の宣教師である林樂知（Young John Allen）によって創設された女子学堂である。初代の堂長は海淑德女史（Laura Haygood）である。
- (4)例えば、小野和子「経元善と中国女学堂」（『女性歴史文化研究所紀要』8号、1999年）、宋艶麗「経元善与近代女学的興起」（『聊城師範学院学報』（哲学社会科学版）5期、2001年）、陳珺「伝教士与経正女学」（『西南交通大学学報』（社会科学版）5卷1期、2004年）、夏曉虹「上海『中国女学堂』考実」（『中国文化』31期、2010年）などが挙げられる。また、中国女子教育史に関する著作は、ほぼこの2つの説に従って中国女学堂が述べられる。例えば、劉巨才『中国近代婦女運動史』（中国婦女出版社、1989年）、馬庚存『中国近代婦女史』（青島出版社、1995年）、熊賢君『中国女子教育史』（山西教育出版社、2009年）などが挙げられる。ただし、いま1つの観点として、中国女学堂創設のために開催された4回の専門会議の運営資金の調達、その参会者の詳細などに着目して実証的な研究を行

- うものもある。例えば、深沢秀男「変法運動と中国女学堂」(『アルテスリベラレス』32号, 1983年)。
- (5) 経元善「女学堂内董事接桂林魏恭人書」(虞和平編『経元善集』華中師範大学出版社, 1988年), 205頁。
- (6) 康同薇「女学利弊説」(中国史学会主編『戊戌変法』3, 上海人民出版社, 1961年), 176頁。原文は以下の通り。「我有民焉, 而俟教於人, 彼所以示辱我也, 無志甚矣」。
- (7) 例えば、陳繼『婦学』(1896年), 康同薇『女学利弊説』(1898年), 嚴復『論滬上創興女学堂』(1898年), 経元善『致鄭楊董三君論辨女公学書』(1899年)などが挙げられる。
- (8) 梁啓超「倡設女学堂啓」(『時務報』45冊, 1897年11月15日, のち中華書局編輯部編『強学報 時務報』4, 中華書局, 1991年), 3052-3053頁。原文は以下の通り。なお, 適宜句点を施した(以下の「上海新設中国女学堂章程」, 「日本華族女学校規則文」, 「華族女学校規則」及び「中国女学会書塾章程」も同様)。「泰西女学駢闐都鄙。業医課蒙。專於女師。……彼土來遊。憫吾窘溺。倡建義學。求我童蒙。教会所至。女塾接軌。……然振二千年之頽風。拯二兆人之吁命。力雖孤微。烏可以已。夫男女平權。美國斯盛。女学布局。日本以強。興國智民。靡不始此。……復前代之遺規。採泰西之美制。儀先聖之明訓。急保種之遠謀。……烏乎。是在吾党也矣」。このほか, 梁啓超は『時務報』21冊に「記江西康女士」(1897年3月23日)という一文を発表したことがある。前掲『強学報 時務報』2, 1390頁。
- (9) 経元善「致鄭陶斎, 楊子萱, 董長卿論女公学書」(前掲『経元善集』), 275-276頁。原文は以下の通り。「泰西教育一門, 派作百分, 母教得七十分, 友教得二十分, 師教僅得十分。可見孩提之童, 一段誘掖工夫, 全賴母教之先入為主」。
- (10) 前掲『中国女子教育史』, 195頁。
- (11) 経元善「論上海創設女学堂之善」(前掲『経元善集』), 189頁。
- (12) 経元善『女学集議初編』(前掲『経元善集』), 184-185頁。なお「倡設女学堂啓」が掲載された1897年11月15日, 経元善は上海の四馬路にある一品香番菜館で宴席を設け, 女学堂の創設について話し合っている。当日の主な参加者は、『蘇報』主筆瀚飛, 『蘇海匯報』主筆章淦丞, 『新聞報』經理F·F·フェリーズ, 『時務報』主人汪康年, 『求是報』主人陳季同, 『文匯西報』及び『字林西報』主人などであった。ここから, 経が中国女学堂を創設しようとした際, マスメディアの力を大いに借りようとしたことが窺える。経元善「滬上創辦中国女学堂一品香会議第一集」(前掲『経元善集』), 188頁。
- (13) 経元善「中国女学堂縁起」(前掲『経元善集』), 184頁。原文は以下の通り。「女学議起, 海内賢士哲女聞風嘉許不乏其人, 多樂以論說詩歌賜教者, 積已成帙」。
- (14) 書簡に名を列ねた者は, 上海のみならず全国に及んだ。例えば, 湖北候補道の薛華培, 浙江候補知府の翁熙孫, 直隸候補道の余昌宇, 四川候補知県の龍澤厚など合計で百余名が挙げられる。
- (15) 「裙釵大会図」『点石齋画報』(東方出版社, 1898年2月), 509号(利五)。
- (16) 経元善「又上總署北南洋各督撫夾单稟稿」(前掲『経元善集』), 212頁。原文は以下の通り。「唯滬上通商既久, 漸習西法, 即就滬先創設一總学堂以開風氣之先, 徐圖逐漸推廣」。
- (17) 経元善「女学堂答杭垣友人書」(前掲『経元善集』), 207頁。
- (18) 梁啓超「上海新設中国女学堂章程」(前掲『強学報 時務報』4), 3196頁。原文は以下の通り。「学堂之設。悉遵吾儒聖教。堂中亦供奉至聖先師神位。辦理宗旨。欲復三代婦学宏規。為大開民智張本。必使婦人各得其自有之權。然後風氣

- 可開。名実相副」。
- (19)焉用氏『東京遊學案内』(少年園營業部, 1895年), 58–59頁。また, 真辺美佐「昭憲皇太后と華族女学校——設立及び改革に果たした皇太后の役割を中心に」(『書陵部紀要』58号, 2006年) 参照。
- (20)江標『啓謬日記』(国家図書館編『国家図書館蔵抄稿本日記選編43 啓謬日記不分卷』3, 国家図書館出版社, 2015年), 680–681頁。
- (21)湯志均編『戊戌変法人物伝稿』(のち沈雲龍主編『近代中国史料叢刊続編』32輯, 文海出版社, 1976年), 181頁。黃政「『啓謬日記』所見江標函稿七通考証」(『文献』1期, 2014年)。また, 中村義『白岩龍平日記——アジア主義実業家の生涯』(研文出版, 1999年), 315頁。
- (22)唐才常「前四品京堂湖南学政江君伝」(湖南省哲学社会科学研究所編『唐才常集』中華書局, 1980年), 195頁。
- (23)胡思敬「江標伝」(閔爾昌纂録『碑伝集補』1, のち周駿富輯『清代伝記叢刊・綜錄類⑤』, 明文書局印行, 1985年), 572頁。
- (24)「高鳳謙致汪康年函」(『汪康年師友書札』2, 上海古籍出版社, 1986年), 1641–1642頁。原文は以下の通り。「自江公使楚, 士風遂變, 収効至捷」。また, 湖南巡撫陳宝箴は, 光緒帝に上奏して, 3年間の任期を終えた江標を高く評価した。林增平, 郭漢民主編『清代人物伝稿』下編6卷(遼寧人民出版社, 1990年), 188頁。原文は以下の通り。「臣查該学政学術淹貫, 知識閑通, 衡文備極精詳, 去取胥歸允當, 士林推服, 毫無間言, 且本忠愛之忱, 力求有用之学, 湘中士習, 漸次改觀, 于造就人才之方, 殊多裨益」。
- (25)同誌は1897年10月26日の第20冊まで『湘学新報』と称され, 11月5日の第21冊から『湘学報』と改称された。
- (26)江標「日本華族女学校規則文」(『湘学報』, 1897年11月5日, のち湖南師範大学出版社, 2010年), 1935頁。原文は以下の通り。「近百年來。泰西尤重婦学。伝種之義。……東日本急起而承之。規模條教。燦然明白。天將復興婦學於亞土。以福我支那」。
- (27)中国第一歴史檔案館, 福建師範大学歴史系編集『清季中外使領年表』(中華書局, 1970年), 29頁。また, 金梁輯『近世人物志』(北京図書出版社, 2007年), 337頁。
- (28)「華族女学校規則」(『官報』3046号, 1893年8月23日, 国立国会図書館蔵)。
- (29)前掲「日本華族女学校規則文」。原文は以下の通り。「標奉命督學湖南之三年。校刊有用之書。以與湘人士論樸學。乃以公牘告駐日本裕朗西星使取東瀛學校各課程。星使寄式五種。其末曰華族女学校規則已。屬使署訖官寫錄成卷」。
- (30)同上, 原文は以下の通り。「華族者。彼都士女。生長閥闐。與庶民分貴賤。猶我國之門第。按其目分十六科。曰修身。曰教育。曰家事。曰体操。則婦德婦容之事也。曰國語。曰漢文。曰西文西語。曰史學。曰地理。曰算學。曰物名。曰格致。曰習字。曰繪畫。曰裁縫。曰音樂。則婦言婦功之事也。歌曲等琴。有房中之樂焉。撫嬰看病。御下一切瑣事。授之矩則。有正位之體焉。……動應經義。根本儒術。不其善歟。……東方學級首知研究修身之道。又以見彼都人士之表章孔學。自立幟志。不惑異說也」。
- (31)廖梅『汪康年: 従民権論到文化保守主義』(上海古籍出版社, 2001年), 16–21頁を参照。
- (32)汪詒年纂輯『汪康年先生伝記』(中華書局, 2007年), 71–72頁。汪康年一行の日本訪問は, 当時, 日本の新聞によって大きく報道された。1898年の『大阪朝日新聞』は1月12日, 1月16日, 1月17日, 1月18日の計4回, 同年の『大阪毎日新聞』は1月11日, 1月12日, 1月17日の計3回, それぞれ関連の記事を載せている。
- (33)「江標致汪康年函」(『汪康年師友書札』1, 上

- 海古籍出版社, 1986年), 254頁。原文は以下の通り。「穰卿吾兄同年大人侍史: 来書悉, ……弟標頓首。初八日。近刻辦学校章程呈閱, 盡刻入『時務報』中。叢書不易售, 可暫緩也」。
- (34)この『日本学校章程三種』(時務報館, 1898年)は, 上海図書館に所蔵本がある。
- (35)『女学集議初編』は, 1897年末から1898年初にかけて経元善によって編輯され, 中国女学の提唱についての論説を集めたものである。
- (36)経元善「女学集説附」(前掲『経元善集』), 216頁。
- (37)同上, 217頁, 原文は以下の通り。「元和江建霞太史督学楚南, 取裕朗西星使所訖日本華族女学校規則, 序而刊之, 其文淵懿, 引拠經訓, 言之有物, 亦自來論女学者所未有, 今正莅滬, 數議学舍規條, 慨然許為主持提倡, 洵吾道中之同調也。集編既排成, 爰取三君之文錄殿卷後」。
- (38)「中国女学会書塾章程」(『湘報』上, 1898年5月19日, のち同上, 中華書局, 2006年), 557–559頁。
- (39)同上。
- (40)「華族女学校規則」(前掲『日本学校章程三種』)。
- (41)「華族女学校規則」(前掲『官報』3046号)。
- (42)中国史上,初めての女子教育に関する専著とされる『列女伝』及び『女誠』は, いずれも漢代に現れた。前掲『中国女子教育史』, 33頁。
- (43)鄭觀応「女教」(同著, 陳治良選注『盛世危言』, 遼寧人民出版社, 1994年), 32頁。
- (44)「上海創設中国女学堂記」(李又寧, 張玉法『近代中国女権運動史料 1842–1911』下冊, 龍門出版社, 1995年), 1006頁。また, 「中国女学会書塾章程」(前掲『湘報』上), 558頁。
- (45)「上海新設中国女学堂章程」(前掲『強学報時務報』4), 3197頁。また, 「中国女学会書塾章程」(前掲『湘報』上), 558頁。
- (46)「華族女学校規則」(前掲『官報』3046号)。
- (47)「上海新設中国女学堂章程」(前掲『強学報時務報』4), 3197頁。原文は以下の通り。「凡学生年在八歲至十一歲者。必能略識字。方許入学。十二歲至十五歲者。必略識文法。能閱淺近之信札者。乃許入学」。
- (48)「曾若渝茂才論女学堂」(前掲『経元善集』), 192頁。原文は以下の通り。「彼綠窓貧戶之婦女, 汲汲操作, 無暇入学, 並無力入学者, 固勿論已」。
- (49)「中国女学会書塾章程」(前掲『湘報』上), 557頁。原文は以下の通り。「今暫不拘執年歲。只須清白良家。能遵守章程。皆可來塾肄業」。
- (50)「上海新設中国女学堂章程」(前掲『強学報時務報』4), 3197頁。原文は以下の通り。「立學之意。義主平等。雖不必嚴分流品。然此堂之設。為風氣之先。為他日師範所自出。故必採良家閨秀。始足儀行海內。凡奴婢娼妓。一切不取」。
- (51)同上。また, 「中国女学会書塾章程」(前掲『湘報』上), 558頁。
- (52)前掲「中国女学会書塾章程」, 「華族女学校規則」。引用箇所の句読点は筆者による。
- (53)「中国女学会書塾章程」(前掲『湘報』上), 558頁。
- (54)「上海新設中国女学堂章程」(前掲『強学報時務報』4), 3198頁。また, 前掲『中国女子教育史』, 188頁。
- (55)夏東元『鄭觀応伝』(華東師範大学出版社, 1985年), 183頁。
- (56)「致督辦電報局盛京卿書」(鄭觀応『盛世危言後編』, のち李毓澍主編『盛世危言後編』3卷, 大通書局, 1968年), 1507頁。
- (57)「上海創設中国女学堂記」(前掲『近代中国女権運動史料 1842–1911』下冊), 1006頁。原文は以下の通り。「時則聲名鶴起, 遠方童女, 亦願担凳負笈而來」。
- (58)同上, 原文は以下の通り。「一時之間風者, 如蘇州, 松江, 広東, 及南洋新嘉坡等處, 皆陸續設立女学堂」。